

岩手県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第10項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成24年9月5日から同年10月3日まで関係書類を縦覧に供する。

平成24年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|-------------|----------------|-------|
| 山田地区（小谷鳥工区） | 当該土地改良事業計画書の写し | 山田町役場 |